



立ち向かう。

RIKKEN MINSHU 号外

2021.05.25

元衆議院議員

立憲民主編集部 〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-12-4 ふじビル3F Tel. 03-6811-2301 Fax. 03-6811-2302 goiken@cp-japan.net http://cdp-japan.jp/

(横浜市西区・南区・港南区) 神奈川第2区版 立憲民主 The Constitutional Democratic Press

虐待かもと思ったら 189番

立憲民主党神奈川県第2区 総支部長【横浜市西区・南区・港南区】

おかもとえいこ

岡本英子

横浜にカジノはいらない！

コロナ感染症対策「攻めの対策を」

今のコロナ対策は、後手後手になっています。私は下に記したような手順で対応すれば、緊急事態宣言の期間延長をするのではなく、短期集中で行うことができると考えています。また医療従事者の方々、病院や協力してくださっているホテル関係者に対しても、もっとスピード感を持って対応する必要があります。

- 緊急事態宣言** → PCR検査を増やす → その地域内で完治することを目指す。
医療体制 → 医療従事者、病院に補助を出していく。
 ・短期間のコロナ対応病院を確保する。
 ・医師会の協力連携を強化する。

このように対応することによってコロナ感染拡大の第4波を止める必要があると思っています。

「ワクチン」について

ワクチンを早く接種することによって、安心を手に入れることができます。ただしワクチンだけではコロナから人々を守りきれずとは断言できません。ワクチン接種と同時に、コロナ感染拡大をくいとめる対策を進める必要があります。

	国・地域	100人あたり 接種回数		国・地域	100人あたり 接種回数		国・地域	100人あたり 接種回数
1	セーシェル	135.4	11	米国	85.5	21	シンガポール	59.7
2	パラオ	124.6	12	ハンガリー	82	(※22~107位まで省略)		
3	サンマリノ	124.2	13	モンゴル	80	108	マレーシア	7.8
4	UAE	123.2	14	カタール	78.9	109	ブルネイ	7.8
5	イスラエル	116.6	15	ウルグアイ	73.6	110	ベラルーシ	7.2
6	バーレーン	95	16	モナコ	73.6	111	日本	7
7	マルタ	93.3	17	キプロス	72	112	コモロ	6.9
8	チリ	91.1	18	アイスランド	64	113	オマーン	6.6
9	英国	90.8	19	ブータン	63.2	114	キューバ	6.5
10	モルディブ	85.9	20	セルビア	61.1	∴	∴	∴

※参考資料 日本経済新聞社 チャートで見るコロナワクチン 世界の接種状況は (2021年1月20日公開2021年5月24日 更新)

岡本英子 (おかもとえいこ) プロフィール

- 【略歴】親子3代横浜生まれ、横浜育ち。・横浜国立大学 卒業(経済学部) ・衆議院議員秘書 ・横浜市議員 4期 14年
 ・衆議院議員 1期 3年6ヶ月
 厚生労働委員会/国土交通委員会 理事/政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会 理事/環境委員会
 青少年の問題に関する特別委員会 理事/犬猫等の殺処分を禁止する議員連盟 事務局次長
 ・宅地建物取引主任士・介護職員初任者・防災士・動物里親ボランティア代表



岡本英子公式ホームページ / okamotoeiko.com

新たなサービス 預けて安心「自筆証書遺言書保管制度」

国会では法律が改正されたり、新法が誕生するなど、時代に合わせて法律を見直して行きます。その法律の下で私達は守られたり、日常のルールを作る事が出来ています。「政治」「法律」というと堅苦しいですが、日常生活のルールが作られていると考えると、これは注視していかないと情報を見逃す事になってしまいます。2020年7月 法務省で新たなサービスが誕生した「**自筆証書遺言書保管制度**」をご紹介します。この制度は、遺言を管轄の法務局で保管する制度で、保管料は1通3,900円です。今までは、遺言書の保管というと信託銀行や弁護士などの専門家をお願いするか、自分で保管するという方法でした。近年相続のトラブルが多い事や遺言書の紛失や隠匿等の防止。遺言書の存在の把握が容易になると言った遺言者の最終意思の実現と相続手続きの円滑化に繋がります。

詳しくは法務局のホームページをご確認ください。

出典：法務省ホームページ（法務局における自筆証書遺言書保管制度について）

○自筆証書遺言に係る現状と課題

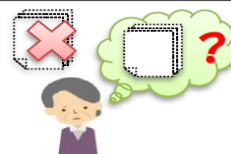
現状

自筆証書遺言に係る遺言書は自宅で保管されることが多い。



問題点

- ・遺言書が紛失・亡失するおそれがある。
- ・相続人により遺言書の廃棄、隠匿、改ざんが行われるおそれがある。
- ・これらの問題により相続をめぐる紛争が生じるおそれがある。



対応策

公的機関（法務局）
で遺言書を保管する
制度を創設

【法務局で保管する利点】

- ・全国一律のサービスを提供できる
- ・プライバシーを確保できる
- ・相続登記の促進につなげることが可能



生前

遺言者



遺言書

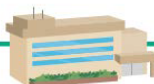
遺言者本人が遺言書を作成し、管轄の法務局（遺言書保管所）に申請の予約をした上で、直接本人が出向きます。

予約・申請

※本人以外は申請できません。

法務局 （遺言書保管所）

- ①本人確認
- ②遺言書の方式の適合性（署名、押印、日付の有無等）を外形的に確認等



法務局の事務官
（遺言書保管官）



原本保管



画像データ化

死亡後

相続人等

① 請求（交付・閲覧）

② 交付

遺言書
情報証明書

検認不要

② 閲覧

③ 通知

通知



相続人等



他の相続人等

岡本英子応援団募集中！ FAX 045-227-5509

・ご自宅にポスター掲示をご協力して下さる方
・お散歩ついでに、ご近所へのポスティングをして下さる方
・街頭活動のチラシ配布を私達と一緒にやって下さる方
・一緒にポスター貼りをお手伝いして下さる方
・宛名書きやシール貼り、チラシの三つ折り作業などの事務作業をして下さる方など、岡本英子の活動を応援して下さるボランティアさんを募集しています。まずは、お気軽にご連絡ください。

【ご連絡先】 立憲民主党神奈川県第2区総支部 岡本英子事務所

横浜市南区宮元町 1-5 第一森ビル 1階 TEL 045-227-5508 / FAX 045-227-5509

E-MAIL info@okamotoeiko.com (担当：松本)

